

霧島ガストロノミー推進協議会
霧島ガストロノミーブランド「ゲンセン霧島」認定制度募集要項
(取組・活動部門)

本事業は、霧島市のあらゆる食の取組・活動を発掘、推進、発展、継続させるため、「きりしま食の道10カ条」に沿った取組・活動を第三者が認めた取組・活動として認定し、霧島全体のブランド価値の向上に活用し、本市の魅力増幅・地域課題解決に繋げていくものである。

1 募集対象

- ① 霧島市内の地域資源を活用した地域の活性化や地域の課題解決に向けた取組・活動
 - ② 霧島市内の地域や団体等の特性を活かしたまちづくりの取組・活動
 - ③ 霧島市内の個人、地域、団体、学校、保育施設、病院施設、宿泊施設、飲食店舗等が行う取組・活動
 - ④ 霧島市の魅力を高めるための取組や活動
- ※既に実行されているものに限る。なお、政治宣伝活動、選挙運動、宗教活動は除く。

2 申請資格（次のいずれかに該当する者）

- ① 霧島市内に居住又は通学・通勤している個人
- ② 霧島市内に活動の拠点を有する団体又は企業等
- ③ その他、霧島市内外で霧島の魅力高める事業を展開し、すでに実績のある団体等

3 申請上限

1年間に申請できる取組・活動は一事業者1件のみとする。

4 審査の流れ

審査は、一次審査と二次審査があり、一次審査は、取組・活動の様子が分かる写真や動画等の資料をもって審査するものとし、二次審査は、審査会に出席し、取組・活動の様子が分かる写真や動画等の資料をもってプレゼンテーション方式での審査を行う。なお、必要に応じて現地審査等を行うことができるものとする。

5 審査の方法

「きりしま食の道10カ条」を踏まえ、地域性、創造性、持続性、貢献性、波及性（発展性）、意欲の各項目について審査委員会が審査し、その結果を踏まえ協議会が決定する。

6 認定の評価

審査結果に応じて、認定された取組・活動を最小1つから最大7つまでの星の数で評価する。

7 出願料及び登録料

申請者は、申請時に出願料5,000円、認定時に登録料5,000円を納入しなければならない。なお、既に認定された取組・活動を再度申請する際も出願料及び登録料は同様とする。但し、青少年の皆様が地域の産品や文化、歴史を学び、自らふるさとを創造する学習の機会につなげることを目的として、教育機関については出願料及び登録料を免除する。

8 認定メリット

- ① 認定証の交付を受けた日から3年を経過した日の属する年度の3月31日までの期間、霧島ブランド認定活動として認定マークを使用することができる。
- ② 霧島ガストロノミー推進協議会が各種団体等と連携し、PR等の各種支援を行う。